

定 款

社団法人 釧路方面交通安全協会

社団法人 釧路方面交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人釧路方面交通安全協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、北海道釧路市大楽毛北1丁目15番8号北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場内に置く。

(目的)

第3条 本会は、交通道德の向上と交通事故の防止に努め、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通道德の普及宣伝
- (2) 運転者、交通関係従事者の教育訓練
- (3) 交通関係諸機関及び団体等との連絡協調
- (4) 交通安全に関する調査及び研究
- (5) 優良運転者及び交通功労者等の表彰
- (6) 交通事故相談
- (7) 免許関係写真等運転者及び施設利用者の利便を図るために必要な事業
- (8) 法令等の規定に基づく委託又は指定を受けて行う事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員 北海道警察釧路方面管内に所在する地区交通安全協会の会長、地方交通安全協会の会長及び市町村交通安全協会の会長の職にある者その他第3条の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 自動車運転免許証を有する者で本会の目的に賛同し期間を定めて入会したもの
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体でこの会に入会したもの
- (4) 名誉会員 本会に対して特に功労があった者で理事会において推薦されて入会したもの

(入会)

第6条 会員（前条第2号及び第4号に掲げるものを除く。）になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員（第5条第2号及び第4号に掲げるものを除く。）は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 準会員は、自動車運転免許証の取得時又は更新時において会費を納入しなければならない。

3 会費の額は、総会において定める。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合において、正会員は、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の手續を要せず、当然に退会する。
 - (1) 死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 正会員にあっては、第5条第1号に規定する会員の資格を喪失したとき。
 - (3) 準会員にあっては、資格期間が満了したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) この定款に違反する行為があったとき。
- (3) 2年以上会費の納入を怠ったとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が退会し、又は除名される前に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

- 2 退会し、又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上 14人以内(会長、副会長及び専務理事たる理事の数を含む。)
- (5) 監事 2人

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任し、会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 理事については、親族その他特別の関係にある者(以下「特別利害関係者」という。)の数が、その理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、特別利害関係者になることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律89号)第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間、役員増員により現任者の任期の途中において選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、従前の職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときその他役員たるに適しないと認められるときは、北海道公安委員会の承認を受けて、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(顧問及び参与)

第16条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会の事業に特に功労があった者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第17条 役員、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 会議

(種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は監事から連名をもって、若しくは正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催するものとする。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。

(招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、この限りでない。

(議長)

第24条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第31条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、北海道公安委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、北海道知事に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び収支決算は、前事業年度終了後3か月以内に、会長が、その年度の事業報告及びこれに伴う収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経た上で、総会の承認を経て、北海道知事に報告しなければならない。

(長期借入金等)

第39条 資金の借入れ(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、北海道公安委員会の承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、北海道知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第41条 本会は、民法第68条第1項(第1号を除く。)に規定する事由が生じたとき、又は総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、北海道公安委員会の承認を受けたときでなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第42条 本会が解散したときは、本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、北海道公安委員会の承認を受けて、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 細則

(細則)

第43条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、北海道知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款施行の際現に正会員又は特別会員である者は、変更後の定款第6条の規定による手続を経て、変更後の定款第5条第1号の正会員になったものとみなす。
- 3 この定款施行の際現に賛助会員である者は、変更後の定款第5条第3号の賛助会員であるものとみなす。
- 4 この定款施行の際現に役員である者は、変更後の定款第12条の規定により選任されたものとみなし、その任期は、変更後の定款第14条の規定にかかわらず平成18年6月15日までとする。
- 5 この定款施行の際現に顧問又は参与である者は、変更後の定款第16条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず昭和54年3月31日までとする。

理事（会長）	清 兼 政 市
理事（副会長）	森 口 二 郎
理事（専務理事）	近 久 太 湖
理事	松 沢 政 雄
理事	小宮山 幸 雄
理事	三 室 一 之
理事	清 水 隆 詔
理事	三 宅 勘 次
理事	国 岡 勝
理事	大 沢 義 一
理事	小 杉 富之助
理事	平 川 政 吉
理事	長谷川 義 信
監事	矢 野 定
監事	山 本 政 雄

- 2 本会の設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。
- 3 この定款は、北海道知事の許可のあった日から執行する。

附 則

- 1 昭和53年12月14日 交 安 第383号 北海道知事認可
- 2 平成元年 3月20日 道 公 安 第 15号 北海道知事一部変更認可
- 3 平成 5年 3月 1日 道 公 委 第 8号 北海道知事一部変更認可
- 4 平成11年 9月 2日 道本交企(企) 第172号 北海道知事一部変更認可
- 5 平成16年 7月28日 道本交企(企) 第102号 北海道知事一部変更認可

この定款施行の際現に役員の職にある者は、変更後の定款第12条第2項の規定により選任されたものとみなす。

目 次

第1章 総 則

第1条	名 称	-----	1
第2条	事 務 所	-----	1
第3条	目 的	-----	1
第4条	事 業	-----	1

第2章 会 員

第5条	種 別	-----	1
第6条	入 会	-----	1
第7条	会 費	-----	1
第8条	退 会	-----	1
第9条	除 名	-----	2
第10条	抛出金品の不返還	-----	2

第3章 役 員

第11条	役 員	-----	2
第12条	選 任	-----	2
第13条	職 務	-----	2
第14条	任 期	-----	2
第15条	解 任	-----	3
第16条	顧問及び参与	-----	3
第17条	報酬及び費用の弁償	-----	3

第4章 事 務 局

第18条	事 務 局	-----	3
------	-------	-------	---

第5章 会 議

第19条	種 別	-----	3
第20条	構 成	-----	3

第21条	権	能	-----	3
第22条	開	催	-----	3
第23条	招	集	-----	4
第24条	議	長	-----	4
第25条	定	足 数	-----	4
第26条	議	決	-----	4
第27条	書 面	表 決 等	-----	4
第28条	議 事	録	-----	4

第6章 専門委員会

第29条	専門委員会	-----	4
------	-------	-------	---

第7章 資産及び会計

第30条	資産の構成	-----	4
第31条	資産の種類	-----	4
第32条	資産の管理	-----	5
第33条	基本財産の処分の制限	-----	5
第34条	経費の支弁	-----	5
第35条	事業年度	-----	5
第36条	事業計画及び予算	-----	5
第37条	暫定予算	-----	5
第38条	事業報告及び決算	-----	5
第39条	長期借入金等	-----	5

第8章 定款の変更及び解散

第40条	定款の変更	-----	5
第41条	解 散	-----	5
第42条	残余財産の処分	-----	5

第9章 細 則

第43条	細 則	-----	6
------	-----	-------	---

(社)釧路方面交通安全協会役員名簿

平成23年6月10日

役員	氏名	所属・役職
会長	安藤純博	釧路交通安全協会 会長
副会長	宮原邦彰	厚岸地区交通安全協会 会長
副会長	前田進	本別地区交通安全協会 会長
理事	大越隆義	弟子屈地区交通安全協会 会長
理事	渡辺慶次郎	根室交通安全協会 会長
理事	篠田糺	中標津地方交通安全協会連合会 会長
理事	坂東烈	池田地区交通安全協会 会長
理事	国見勲	足寄町交通安全協会 会長
理事	萩原一利	帯広地方交通安全協会 会長
理事	原和雄	新得地区交通安全協会 会長
理事	天野利成	広尾地区交通安全協会 会長
専務理事	山崎利雄	(社)釧路方面交通安全協会 事務局長
監事	佐川修	浜中町交通安全協会 会長
監事	山田道夫	浦幌町交通安全協会 会長

社団法人 釧路方面交通安全協会 役職社員名簿

平成23年6月10日

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
事 務 局 長	山 崎 利 雄	H 2 1 年 4 月 1 日	釧 路
帯 広 室 長	原 田 佳 知	H 2 1 年 4 月 1 日	帯 広
総 務 課 長	小 林 智 彦	H 2 1 年 4 月 1 日	釧 路
総務課長補佐	藤 野 智 子	S 6 3 年 4 月 1 日	釧 路
講 習 課 長	村 田 鉄 矢	H 1 6 年 4 月 1 日	釧 路
講 習 課 長	森 田 茂 生	H 2 3 年 4 月 1 日	帯 広

議案第1号

平成22年度
事業報告

社団法人 釧路方面交通安全協会

第 1 交通道德の普及、向上

1 交通事故の発生状況

平成22年における全道の交通事故の発生状況は、発生件数、死者数、傷者数ともに前年より減少した。

釧路方面管内（釧路・根室・十勝の各振興局管内）においては、発生件数、傷者数は前年より減少したものの、死者数は41人と前年に比較して4人（10.8%）増加した。

(1) 地区別の交通事故発生状況

区 分	発 生 件 数	死 者 数	傷 者 数	
全 道	18,088 (-1,415)	215 (-3)	22,094 (-1,761)	
釧路 方面	釧 根 地 区	599 (-82)	13 (-2)	752 (-93)
	十 勝 地 区	1,008 (-51)	28 (+6)	1,202 (-121)
	計	1,607 (-133)	41 (+4)	1,954 (-214)

注（ ）は前年対比である。

(2) 釧路方面管内の死亡事故の特徴

ア 国道での事故が多い。

路線別では、国道で17人と全体の41%を占め、次に道道で13人、市町村道11人となっている。

イ 正面衝突事故が多い。

類型別では、正面衝突による死者が14人、人対車両による死者が13人で、この2類型で死者全体の3分の2を占める。

ウ 高齢者の死者が多い。

65歳以上の死者は19人で、死者全体の46%を占める。
(65歳以上3人、70歳以上5人、75歳以上11人)

エ シートベルトの着用状況

四輪乗車中の死者25人のうち、13人(52%)はシートベルト非着用であり、このうち3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性が高い。

2 地域に根ざした交通安全活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

ア 交通安全関係機関・団体等と連携し、4期40日間の期別交通安全運動を住民多数の参加を得て積極的に推進した。

○ 春の全国交通安全運動 4月 6日(火)～ 4月15日(木)

○ 夏の交通安全運動 7月16日(金)～ 7月25日(日)

○ 秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～ 9月30日(木)

○ 冬の交通安全運動 11月12日(金)～11月21日(日)

イ 交通安全運動期間中における地域の活動について参加、支援を行った。

4月 6日(火) 春の交通安全運動合同出動式・街頭啓発 釧路市

9月21日(火) 秋の交通安全運動合同出動式・街頭啓発 釧路市

11月11日(木) 冬の交通安全運動 パトライト合同出動式 釧路市

11月12日(金) 冬の交通安全運動 交通安全集会 釧路市

ウ 大型懸垂幕の掲出

「交通安全運動実施中」の大型懸垂幕を製作し、各交通安全運動期間中、道警釧路方面本部庁舎に掲出した。

(2) 5大キャンペーンの推進

通年運動として、次の交通事故抑止5大キャンペーンに取り組んだ。

- ① 高齢者事故防止・夜光反射材普及運動
- ② 交差点事故防止・自転車事故防止運動
- ③ スピードダウン運動
- ④ シートベルト着用向上・デイライト運動
- ⑤ 飲酒運転根絶活動

ア 夜光反射材の普及

8月から実施した全道規模の「反射材貼ります、5万人キャンペーン」を推進したほか、釧路方面独自で、「サンセット・シルバー・セーフティ90日作戦」に取り組み、各地区の交通安全協会（以下「安全協会」という。）等を通じて高齢者を中心に靴用夜光反射材1万5,000枚を貼布した。

また、各種イベントを通じて、キーホルダー式夜光反射材5種1,600個を配布した。

イ 自転車事故防止運動の実施

- 自転車事故防止を図るため、釧路警察署等と連携し、「サイクルセーフティラリー946」に参加、サイクルリフレクターの配布、優秀者の表彰等を支援した。
- 釧路シルバー人材センターと連携して、高齢者自転車北海道大会（9月10日札幌市において実施）出場者の選考と訓練を実施した。

ウ ハンドルキーパー運動の推進

飲酒運転の根絶を図るため、ポスターの掲示やハンドルキーパーバッジを配布した。

エ 各種啓発活動の実施

各種イベント、街頭啓発等を通じて、チラシ、ティッシュペーパーの配布、交通安全旗の掲出等により、交差点事故防止、スピードダウン、シートベルト着用、デイライト、飲酒運転根絶等安全運転を訴えた。

(3) 交通安全広報の推進

新聞、FMラジオを通じて、交通事故防止を呼びかけた。

春の交通安全運動	釧路新聞
夏の交通安全運動	北海道新聞、釧路新聞
夏休み及び冬休み期間中	FMくしろ スポット 計40本

(4) 二輪車の交通事故防止

8月10日、バイクの日に釧路湿原駐車場において、釧路地区交通安全推進協議会とともに、バイク利用者に対する啓発活動を実施した。

8月22日、2010バイクの日セーフティライダーフェスティバルイン十勝を支援した。

(参加210人、203台)

(5) その他

ア 7月7日、釧路地区産業安全衛生大会（釧路労働基準協会）、8月10日、第34回安全運転セミナー（安全運転管理者協会）に参画、支援した。

イ 10月27日、武修館高校交通安全大集会に参画し、論文コンクールの優秀者を表彰した。

ウ クリスマスカードの配布

12月13日から同月24日までの間、釧路、帯広両試験場において、更新時講習受講者に対して、交通安全標語を印刷したクリスマスカード4,000枚を配布した。

エ ビデオライブラリーの活用

交通安全教育用ビデオ（DVD・VHS）を集約したライブラリーに、本年度新規DVD3枚を追加して、利用を呼びかけた結果、利用回数は31回（68枚）であった。

オ 各種のイベントを通じて、交通安全缶バッジ500個を配布した。

第2 運転者、交通関係従事者の教育訓練の推進

1 安全運転講習会の実施

11月20日、釧路運転免許試験場において、警察、自動車教習所と連携し、ヤングドライバー30人を対象に、安全運転講習会を実施した。

この講習会では、試験コースにおける運転訓練、冬道運転訓練、閉じ込められた車内からの脱出方法、シートベルトの着用方法などについて技能向上を図った。

2 講習指導員研修会の実施

地方会場の更新時講習指導員を対象に、各地区安全協会単位に研修会を実施、警察署の担当者から各管内における交通事故の実態や講習要領等について研修し、技能向上を図った。

3 夏期冬道安全運転講習の受講促進

釧路、帯広両試験場で実施した夏期冬道安全運転講習において、指定自動車教習所や企業団体にパンフレットを配布して教習生や運転技能の未熟なドライバーに対する受講を促進し、冬道における運転技術の習得を図った。

第3 交通関係諸機関及び団体等との連携協調

1 対策会議等への参加

3月8日、交通安全運動「春の推進会議」（釧路総合振興局、道警釧路方面本部）等への出席など関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、各種の交通安全活動を推進した。

2 警察をはじめとする関係機関・団体との連携

平素から警察、地区安全協会をはじめ関係団体と連携を図り、各種イベント啓発活動への参画、啓発物品の提供などの支援を行った。

第4 交通安全に関する調査、研究及び交通事故相談への的確な対応

1 交通安全に関する住民の声の集約

交通相談や更新時講習等を通じて把握した要望・意見のうち、一時停止標識の設置要望等特に必要と認められる4件を関係機関に通報した。

2 交通安全関係資料の配布

交通安全教育推進月刊誌「人と車」（全日本交通安全協会発行）を交通安全関係団体10か所に毎月送付しているほか、関係機関・団体を通じて「点数表と反則金カード」5,000枚を配布した。

3 交通事故相談及び被害者への支援

交通事故の相談受理に当たっては、交通事故捜査経験のある職員（警察OB）が担当し、親切丁寧に対応した。

釧路方面被害者支援連絡協議会と連携し、交通事故被害者に対して「釧路被害者相談室」の利用を図るため、同相談室の電話番号等を印刷したクリアファイル1,500枚を配布した。

4 交通安全推進モデル団体指定の試行実施

交通安全活動を積極的に実践しようとする団体を交通安全推進モデル団体に指定してその経費の一部を助成するとともに、活動結果を広く紹介しようとするものである。

指定団体 根室市宝町高齢者クラブ（64人）

事業計画 平成23年1月から4月までの間

- ① 交通安全講習会の実施
- ② 夜光反射材の効果測定
- ③ 児童通学時間帯の交通指導
- ④ 老人福祉センター利用者への反射材の貼り付け
- ⑤ 地域交流会の実施

助成金 5万円

第 5 優良運転者及び交通関係功労者の表彰

1 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

(1) 交通栄誉章「緑十字銀章」

優良運転者

本 別 1名

(2) 交通栄誉章「緑十字銅章」

優良運転者

本 別 1名

帯 広 2名

新 得 3名

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会長連名表彰

(1) 交通功労者

本 別 1名

新 得 2名

(2) 優良運転者

釧 路 4名

弟 子 屈 2名

3 北海道交通安全協会長表彰

(1) 交通功労者

本 別 1名

(2) 永年無事故優良運転者

20 年 17名

30 年 19名

4 釧路方面本部長・釧路方面交通安全協会長連名表彰

(1) 交通功労者 3名

(2) 優良運転者 11名

5 釧路方面交通安全協会会長表彰

- (1) 交通功労者 2名
- (2) 交通功労団体 1団体
- (3) 永年無事故優良運転者
15年 26名

6 交通事故死ゼロ300日達成、楯の贈呈

- (1) 大樹町 (H22. 4.12 達成)
- (2) 別海町 (H22. 5.21 達成)
- (3) 更別村 (H22. 5.29 達成)
- (4) 清水町 (H22. 5.30 達成)
- (5) 広尾町 (H22. 6. 2 達成)
- (6) 幕別町 (H22. 7. 4 達成)
- (7) 中標津町 (H22.10. 8 達成)
- (8) 足寄町 (H22.11. 7 達成)
- (9) 新得町 (H22.11. 7 達成)
- (10) 池田町 (H22.12. 8 達成)
- (11) 鶴居村 (H23. 3.13 達成)

第 6 免許関係申請者の利便を図るために必要な事業の推進

1 経路更新申請に伴う免許証の郵送

釧路・帯広両試験場の郵送取扱い件数

区分	経路地	住所地	計
釧路	10	14	24
帯広	12	17	29
計	22	31	53

2 運転免許申請用写真の撮影

撮影件数

区分	撮影件数
釧路運転免許試験場	2,212
帯広運転免許試験場	2,173
計	4,385

第 7 法令等の規定に基づく委託を受けて行う事業の推進

1 更新時講習等業務の適正な実施

(1) 違反者講習

軽微な違反者に対して行う講習

種別 区分	社会参加を含む講習		実車運転を含む講習		合計	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
釧路	24	335	24	243	48	578
帯広	24	272	24	201	48	473
合計	48	607	48	444	96	1,051
前年比	+12	-58	+12	-40	+24	-98

(2) 停止処分者講習

運転免許停止処分者に対して行う講習(人)

区分	短期	中期	長期	合計

釧路	1,049	169	132	1,350
帯広	896	134	77	1,107
合計	1,945	303	209	2,457
前年比	-167	-90	-51	-308

(3) 更新時講習

運転免許更新予定者に対して行う講習（人）

区分	優良	一般	違反	初回	合計
釧路	14,742	8,391	11,635	2,133	36,901
帯広	19,972	11,144	13,949	2,699	47,764
その他の会場	5,675	2,606	2,718	294	11,293
合計	40,389	22,141	28,302	5,126	95,958
前年比	-2,420	-972	-1,281	-308	-4,981

2 夏期冬道安全運転講習の実施

夏期冬道安全運転講習の受講者数

月別	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
釧路	101	146	67	146	229	84	773
帯広	105	130	154	190	238	110	927
合計	206	276	221	336	467	194	1,700

第 8 交通安全協会の活動基盤の強化

1 交通安全協会に関する広報の推進

期別の交通安全運動等に合わせて新聞広告3回、FMラジオ2回の広報を行い、交通安全と合わせて安全協会への加入を呼びかけた。

また、安全協会会員に対する割引サービスを行う「安全協会協力店」に3店の加盟を図った。（北海道交通安全協会の制度）

2 地区安全協会に対する支援

地区安全協会における交通安全活動の一層の活性化を図るため、助成金の配分や啓発用の交通安全旗、ティッシュペーパー、夜光反射材等を配布した。

収支計算書総括表

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	合 計
	交通安全活動	助成事業			
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
特定資産運用収入	[0]	[0]	[0]	[415,600]	[415,600]
会費収入	[0]	[0]	[0]	[145,000]	[145,000]
事業収入	[0]	[0]	[141,491,150]	[0]	[141,491,150]
助成金収入	[0]	[2,370,000]	[0]	[0]	[2,370,000]
雑収入	[49]	[0]	[111,082]	[1,004]	[112,135]
事業活動収入計	49	2,370,000	141,602,232	561,604	144,533,885
2. 事業活動支出					
事業費支出	[2,797,665]	[3,607,098]	[136,957,465]	[0]	[143,362,228]
管理費支出	[0]	[0]	[0]	[2,164,988]	[2,164,988]
事業活動支出計	2,797,665	3,607,098	136,957,465	2,164,988	145,527,216
事業活動収支差額	△ 2,797,616	△ 1,237,098	4,644,767	△ 1,603,384	△ 993,331
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	[0]	[0]	[0]	[5,000,000]	[5,000,000]
固定資産売却収入	[0]	[0]	[44,000]	[0]	[44,000]
投資活動収入計	0	0	44,000	5,000,000	5,044,000
2. 投資活動支出					
投資活動支出計	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	44,000	5,000,000	5,044,000
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
他会計振替収入	[2,797,616]	[1,237,098]	[0]	[△ 4,034,714]	[0]
財務活動収入計	2,797,616	1,237,098	0	△ 4,034,714	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	2,797,616	1,237,098	0	△ 4,034,714	0
当期収支差額	0	0	4,688,767	△ 638,098	4,050,669
前期繰越収支差額	0	0	△ 551,254	10,226,073	9,674,819
次期繰越収支差額	0	0	4,137,513	9,587,975	13,725,488

貸借対照表総括表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	合 計
	交通安全活動	助成事業			
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	17,549	0	5,448,040	1,053,022	6,518,611
未 収 金	0	0	17,119,972	10,134,120	27,254,092
流動資産合計	17,549	0	22,568,012	11,187,142	33,772,703
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
公益事業等準備積立預金	0	0	0	40,792,633	40,792,633
減 価 償 却 引 当 資 金	0	0	4,000,000	0	4,000,000
特定資産合計	0	0	4,000,000	40,792,633	44,792,633
(2) その他固定資産					
車 両 運 搬 具	0	0	100,062	0	100,062
什 器 備 品	0	0	153,248	0	153,248
土 地	0	0	0	50,525,600	50,525,600
電 話 加 入 権	0	0	0	182,800	182,800
その他固定資産合計	0	0	253,310	50,708,400	50,961,710
固定資産合計	0	0	4,253,310	91,501,033	95,754,343
資産合計	17,549	0	26,821,322	102,688,175	129,527,046
II 負債の部					
1. 流動負債					
未 払 金	17,549	0	16,569,299	1,599,167	18,186,015
未 払 法 人 税 等	0	0	1,861,200	0	1,861,200
流動負債合計	17,549	0	18,430,499	1,599,167	20,047,215
負債合計	17,549	0	18,430,499	1,599,167	20,047,215
III 正味財産の部					
1. 基金					
基金	0	0	0	0	0
2. 指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
3. 一般正味財産					
(1) 代替基金	0	0	0	0	0
(2) その他一般正味財産	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831
一般正味財産合計	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831
(うち特定資産への充当額)	[0]	[]	[4,000,000]	[40,792,633]	[44,792,633]
正味財産合計	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831
負債及び正味財産合計	17,549	0	26,821,322	102,688,175	129,527,046

財産目録総括表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	合 計
	交通安全活動	助成事業			
(流動資産)					
現金	0	0	72,981	0	72,981
郵便振替口座	0	0	345,625	0	345,625
普通預金	17,549	0	5,029,434	1,053,022	6,100,005
北海道銀行釧路中央支店	17,549	0	5,029,434	1,053,022	6,100,005
未収金	0	0	17,119,972	10,134,120	27,254,092
流動資産合計	17,549	0	22,568,012	11,187,142	33,772,703
(固定資産)					
特定資産					
公益事業等準備積立預金	0	0	0	40,792,633	40,792,633
有価証券	0	0	0	30,122,876	30,122,876
普通預金 北洋銀行	0	0	0	669,757	669,757
定期預金 北洋銀行	0	0	0	10,000,000	10,000,000
減価償却引当資産	0	0	4,000,000	0	4,000,000
その他固定資産					
車両運搬具	0	0	100,062	0	100,062
什器備品	0	0	153,248	0	153,248
土地	0	0	0	50,525,600	50,525,600
電話加入権	0	0	0	182,800	182,800
固定資産合計	0	0	4,253,310	91,501,033	95,754,343
資産合計	17,549	0	26,821,322	102,688,175	129,527,046
(流動負債)					
未払金	17,549	0	16,569,299	1,599,167	18,186,015
未払法人税等	0	0	1,861,200	0	1,861,200
流動負債合計	17,549	0	18,430,499	1,599,167	20,047,215
負債合計	17,549	0	18,430,499	1,599,167	20,047,215
正味財産	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831

正味財産増減計算書総括表

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	合 計
	交通安全活動	助成事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	[0]	[0]	[0]	[415,600]	[415,600]
受取会費	[0]	[0]	[0]	[145,000]	[145,000]
事業収益	[0]	[0]	[141,491,150]	[0]	[141,491,150]
受取助成金	[0]	[2,370,000]	[0]	[0]	[2,370,000]
雑収益	[49]	[0]	[111,082]	[1,004]	[112,135]
経常収益計	49	2,370,000	141,602,232	561,604	144,533,885
(2) 経常費用					
事業費	[2,797,665]	[3,607,098]	[137,037,161]	[0]	[143,441,924]
管理費	[0]	[0]	[0]	[2,164,988]	[2,164,988]
経常費用計	2,797,665	3,607,098	137,037,161	2,164,988	145,606,912
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,797,616	△ 1,237,098	4,565,071	△ 1,603,384	△ 1,073,027
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,797,616	△ 1,237,098	4,565,071	△ 1,603,384	△ 1,073,027
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固定資産売却益	[0]	[0]	[23,043]	[0]	[23,043]
経常外収益計	0	0	23,043	0	23,043
(1) 経常外費用					
固定資産除去損	[0]	[0]	[59,346]	[0]	[59,346]
経常外費用計	0	0	59,346	0	59,346
当期経常外増減額	0	0	△ 36,303	0	△ 36,303
他会計振替額	[△ 2,797,616]	[△ 1,237,098]	[0]	[4,034,714]	[0]
当期一般正味財産増減額	0	0	4,528,768	△ 5,638,098	△ 1,109,330
一般正味財産期首残高	0	0	3,862,055	106,727,106	110,589,161
一般正味財産期末残高	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 基金増減の部					
当期基金増減額	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	0	0	8,390,823	101,089,008	109,479,831

平成22年度 計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……取得原価主義に基づく原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両及び什器備品……定率法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2 会計区分

区 分	事 業 名	監督基準	法人税
実施事業会計	交通安全活動事業	公益事業	非課税
	助成事業	公益事業	非課税
その他会計	その他会計	収益事業	課税
法人会計	法人会計	公益事業	非課税

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
現金預金	17,316,997	6,518,611
未収金	7,881,331	27,254,092
立替金	1,604,040	0
合 計	26,802,368	33,772,703
未払金	17,124,009	20,047,215
預り金	3,540	0
合 計	17,127,549	20,047,215
次期繰越収支差額	9,674,819	13,725,488

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
車 両 運 搬 具	4,190,950	4,090,888	100,062
什 器 備 品	3,153,356	3,000,108	153,248
合 計	7,344,306	7,090,996	253,310

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳 簿 価 額	時 価 評 価 額	評 価 差 額
長 期 国 債	20,122,876	20,690,000	567,124
長 期 国 債	10,000,000	10,463,680	463,680
合 計	30,122,876	31,153,680	1,030,804

議案第3号

平成23年度

事業計画(案)

社団法人 釧路方面交通安全協会

目 次

第1	活動の基本	1
第2	交通道德の普及宣伝及び関係機関・団体等と 連携した交通安全対策の推進	1
第3	交通安全に関する調査及び研究	1
第4	交通事故相談及び交通事故被害者の支援	2
第5	交通安全功労者及び優良運転者等の表彰	2
第6	法令等の規定に基づき委託を受けて行う事業の推進	2
第7	証明写真撮影等運転者及び施設利用者の利便を 図るために必要な事業の推進	2
第8	交通安全協会の活動基盤の強化	3
別添	平成23年における交通安全運動の推進方針	

平成23年度 交通安全事業計画(案)

第 1 活動の基本

平成22年度は、関係機関・団体及び地区交通安全協会等と一体となり、交通事故死者数の減少、全国ワーストワン回避に向けて4期40日の交通安全期別運動や、5大キャンペーンを軸とした通年運動を強力に展開した。

その結果、道内における交通事故死者数は215人（前年比－3人）となり、3年連続減少することとなった。

一方、釧路方面管内における死者数は41人で、前年より4人多く、3年ぶりに増加に転じる厳しい結果となった。

こうした発生状況を踏まえて、本年も「ストップ・ザ・交通事故死～めざせ安全で安心な北海道」を年間スローガンに掲げ、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、期別の交通安全運動や7大セイフティキャンペーンを重点とした通年運動に全力で取り組むこととする。

第 2 交通道德の普及宣伝及び関係機関・団体等と連携した交通安全対策の推進

1 地域に根ざした交通安全活動の推進

北海道、警察、自治体、各地区交通安全協会等関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、4期（春、夏、秋、冬）40日間にわたる期別交通安全運動に強力に取り組む。

交通安全集会への参加、街頭啓発等におけるチラシ、啓発物品の配布等により、交通安全運動の活性化を図る。

また、新聞、FMラジオによる交通安全広報を行い、地域住民の交通安全意識の高揚を図る。

2 交通安全7大キャンペーンの推進

年間を通じて7大セイフティキャンペーン（①高齢者事故防止②シートベルト全席着用③自転車走行・交差点通行マナーアップ④スピードダウン運動⑤デイライト実践⑥飲酒運転根絶運動⑦居眠り運転防止）を積極的に展開する。

(1) 高齢者事故防止、夜光反射材の普及

警察、地区交通安全協会等と連携して、高齢者に対する交通安全指導、くつ用夜光反射材の普及を図る。

(2) 自転車利用者への安全走行の取組み

サイクルセイフティラリーへの参画・支援、高齢者自転車北海道大会への出場者の選考と走行訓練の実施等、自転車の安全走行への働きかけを強化する。

(3) 二輪車の交通事故防止

バイクの日における街頭啓発やセイフティライダーフェスティバルへの支援等、二輪ライダーに対する安全運転を呼びかける。

(4) ビデオライブラリーの利用促進

交通安全教育用ビデオ（DVD・VHS）を充実して利用促進を図り、交通安全教育を推進する。

(5) 自主的な交通安全活動の推進

地域で行われる交通安全集会や各種イベントに対して、交通安全旗や啓発物品の支援等を行い、シートベルト着用、スピードダウン、飲酒運転根絶等に向けた自主的な交通安全活動を推進していく。

3 助成事業の推進

各地区交通安全協会等で取り組んでいる、交通事故防止のための、交通ルールの遵守や交通マナーの向上等の広報啓発活動の一層の活性化を図るため「交通安全活動事業経費」を助成する。

助成を受けた各地区交通安全協会は、助成金を交通安全啓発活動等に活用するものとする。

第 3 交通安全に関する調査及び研究

交通事故分析結果等を資料化して関係機関に配布するほか、交通安全モデル事業を指定して、必要経費、交通安全活動の進め方等について分析し、効果的な実施方策について検証し、その結果を効果的な交通安全活動の推進に資するため、関係機関・団体等に周知する。

また、住民から受理した要望・意見、照会等の中から、交通安全に関して何らかの措置を必要とし、又は参考となると認められる事項については、その都度当該機関に提供する。

さらに、財団法人全日本交通安全協会発行の月刊誌「人と車」（事業所における安全運転管理事例、交通事故の分析結果等を掲載）を関係機関・団体に無償配布する。

第 4 交通事故相談及び交通事故被害者の支援

交通に関する問い合わせ、交通事故に関する相談に対しては、警察OB職員がその知識と経験を生かして親身に応対し、指導、助言、関係先の紹介等を行う。

また、釧路方面被害者支援連絡協議会の会員として活動し、必要により交通事故の被害者に対して予算額の範囲内で支援するほか、街頭キャンペーン等を通じて交通事故被害者の相談窓口「犯罪被害者相談室」の周知を図るため広報を行う。

第 5 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

交通安全活動に顕著な功労があった個人、又は団体及び永年無事故無違反運転者で他の模範と認められる自動車運転者に対し、当協会長表彰又は北海道警察釧路方面本部長と連名表彰（副賞付き）を行う。

また、要件を具備した被表彰者に対しては、北海道交通安全協会、全日本交通安全協会への表彰上申を行い、交通安全意識の高揚を図る。

さらに、交通死亡事故ゼロ300日を達成した市町村の交通安全団体に盾を贈呈する。

第 6 法令等の規定に基づき委託を受けて行う事業の推進

北海道（公安委員会）との委託契約に基づき、各種講習を適正に実施する。

1 更新時講習等業務

運転免許更新者、停止処分者、違反者を対象に講習を実施する。

2 夏期冬道安全運転講習業務

自動車教習所の教習生、その他受講希望者を対象に、夏期冬道安全運転講習を実施する。

第 7 証明写真撮影等運転者及び施設利用者の利便を図るために必要な事業の推進

1 運転免許証の郵送

運転免許更新者の利便を図るため、住所地外公安委員会への経由更新申請に係る運転免許証の郵送事業等を適正に実施する。

2 運転免許用証明写真の撮影

運転者の利便を図るため、釧路及び帯広の両試験場に設置した運転免許用証明の自動写真撮影機の運用を図る。

第 8 交通安全協会の活動基盤の強化

1 交通安全協会の会員の拡大と組織、活動基盤の強化

(1) 交通安全協会の役割や活動等に関する積極的な広報

交通安全運動の中核たる交通安全協会の存在意義と活動実態等に関する広報資料の作成・配布、マスコミへの素材提供等により広報を積極的に実施する。

また、会員が納入した会費の交通安全活動への活用状況をあらゆる機会を通じて積極的に広報する。

(2) 交通安全協会への入会の促進

交通安全協会への入会促進を図るため、あらゆる機会を通じて広報を推進するほか、交通安全協会の会員が交通安全協会員協力店を利用する際、協力店が定める割合で値引きする「交通安全協会協力（割引）店制度」の拡大を図る。

2 一般社団法人移行に向けた諸準備、申請

本年度中に一般社団法人へ移行するため、事務手続きを進めて本年度を目途に認可申請を行う。

3 地区安協に対する積極的な支援

交通安全啓発用の交通安全旗や夜光反射材等を一括購入するほか、交通安全啓発用ビデオテープや交通安全資器材の在庫を充実させて、地区安協への貸与、提供を図る。

収支予算書総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

区 分	実施事業会計	その他会計	法人会計	合 計
科 目	交通安全活動事業			
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
特定預金利息収入	0	0	310,000	310,000
会費収入	0	0	145,000	145,000
事業収入	0	137,270,345	0	137,270,345
補助金等収入	2,370,000	0	0	2,370,000
雑収入	0	10,000	0	10,000
事業活動収入計	2,370,000	137,280,345	455,000	140,105,345
2. 事業活動支出				
事業費支出	6,370,000	129,790,000	0	136,160,000
管理費支出	0	0	3,920,000	3,920,000
事業活動支出計	6,370,000	129,790,000	3,920,000	140,080,000
事業活動収支差額	△ 4,000,000	7,490,345	△ 3,465,000	25,345
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	0	5,000,000	5,000,000
投資活動収入計	0	0	5,000,000	5,000,000
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	0	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	5,000,000	5,000,000
当期収支差額	△ 4,000,000	7,490,345	1,535,000	5,025,345
前期繰越収支差額	0	4,137,513	9,587,975	13,725,488
次期繰越収支差額	△ 4,000,000	11,627,858	11,122,975	18,750,833